

高石市立清高小学校 学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等のための基本方針

1. 基本理念

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人ひとりの小さな変化も見逃さず、迅速に対応することが必要となる。同時に「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要である。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校及び学校の教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

4. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、特別支援C o、各学年主任、養護教諭、生指担当教員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5. 年間計画

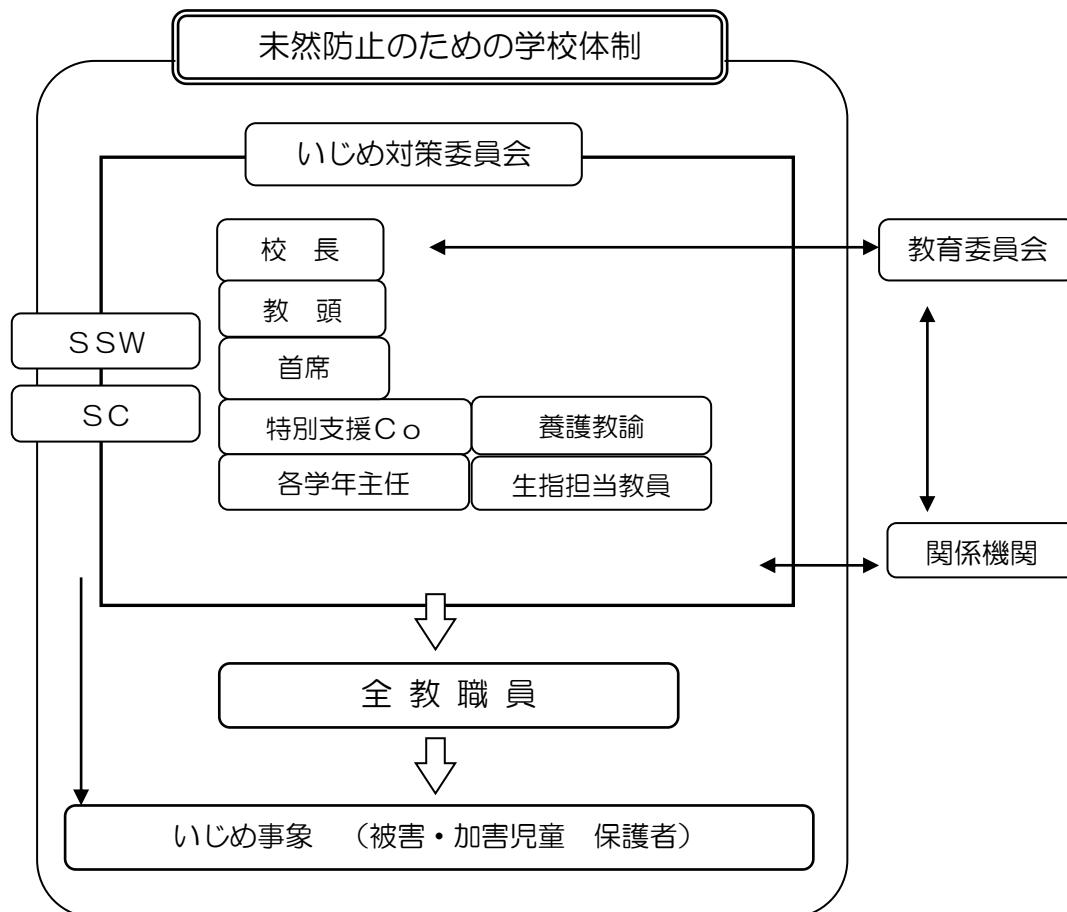
本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

清高小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」の更新 PTAに周知
5月	家庭訪問 （家庭での様子の把握） 校外学習	家庭訪問 （家庭での様子の把握） 校外学習	家庭訪問 （家庭での様子の把握） 校外学習	子ども理解研修（1回目） による様々な児童の共通理解及び状況把握 アンケート結果の検証
6月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	第2回委員会 （いじめられる可能性のある児童の把握・対策等）
7月	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	教職員間による授業研究 及び校内研修会（わかる授業づくりの推進）
8月				人権研修会（教師向け） 第3回委員会（夏季休業中の状況把握と進捗確認）
9月	夏季休業中の行動把握 校外学習	夏季休業中の行動把握 校外学習	夏季休業中の行動把握 5年林間学舎	
10月	授業参観及び学級懇談会	授業参観及び学級懇談会	6年修学旅行 授業参観及び学級懇談会	教職員間による授業研究 及び校内研修会（わかる授業づくりの推進）
11月	運動会	運動会	運動会	アンケート結果の検証
12月	校内音楽会 人権研修会（児童向け） いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	校内音楽会 人権研修会（児童向け） 社会福祉体験授業 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	校内音楽会 人権研修会（児童向け） 社会福祉体験授業 いじめアンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	第4回委員会（状況報告と取組みの検証）
1月	冬季休業中の行動把握	冬季休業中の行動把握	冬季休業中の行動把握	教職員間による授業研究 及び校内研修会（わかる授業づくりの推進）
2月	授業参観及び学級懇談会 （家庭での様子の把握）	授業参観及び学級懇談会 （家庭での様子の把握）	授業参観及び学級懇談会 （家庭での様子の把握）	
3月	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	アンケート結果の検証 子ども理解研修（2回目） による様々な児童の共通理解及び状況把握 第5回委員会（年間の取組みの検証・次年度の検討等）

第2章. いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的にいじめ防止活動を推進する。

1. いじめ防止のための学校体制



2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、下記のことを行う。

- ① 教職員に対しては、人権研修で意識を高め、子ども理解研修で個々の子どもの状況把握を行い、事例発生時には組織的対応を徹底する。早期発見・早期対応がすべてであるという認識をしっかりと持つ。また、授業力向上によるわかりやすい授業づくりを推進し、一人ひとりを大切にできる学級経営を実践する。
 - ② 児童に対しては、人権教育の様々な取組（研修会、社会福祉体験、平和学習等）により、思いやりや違いを認める意識を育てるとともに、道徳教育においても人間愛を中心にやさしい心を育てる。そして、温かいクラスを構築し、いじめを起こさせない集団意識を育てる。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めるため、道徳の時間を中心に道徳教育の推進を図る。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、指導上の注意としては、自尊感情を育てる授業づくりと行事等をうまく使って仲間意識のある集団作りに努める。特に学級や学年・学校行事等で子どもが主体的に取り組む場面を多く作ることにより、自己有用感等を高める。
- ① 分かりやすい授業、自尊感情を育てる授業を推進するために、O J Tを積極的に活用したり、授業研究及び校内研修を推進したりする。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学級での係活動、学年・学校での行事等で主体的に取り組む場面を多く作ることにより、自己有用感を高める。
- (4) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳教材や人権教育教材を効果的に活用する。
- (5) いじめを防止する観点から、研修等を通じて教職員のカウンセリングマインドや資質の向上に努める。

第3章 いじめの早期発見

1. いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査・教育相談を実施する。

- ① 各学期ごとに全学年でいじめアンケートを実施する。
- ② 各学期ごとに個人面談や、1・2学期の保護者懇談を活用し子どもの学級以外での様子の把握に努める。
- ③ 日頃での子どもの様子の変化については、機敏に対応する。特に、体調不良、友達関係の変化等については細心の注意を払う。

(2) 保護者との連携

保護者と連携して児童を見守るために、個人懇談、学級懇談を活用するのはもちろん、日頃の子どもの変化についても家庭連絡を密にとるよう心がける。また、学校の相談窓口の周知徹底を図り、保護者がいつでも気軽に相談できる体制を構築する。

2. 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる相談体制を整備する。

- (1) いじめ等の相談窓口の設置については、校長講話、学校通信等により、相談体制を周知する。
- (2) 外部からの専門家については、S Cを含め、事案の程度により積極的に活用する。

第4章 いじめに対する対応

1. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2. いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

3. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

5. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等によるいじめ事象を認知した場合、まず学校として、

問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察署等外部機関と連携して対応する。

第5章 まとめ

いじめを起こさないために

自尊感情・自己有用感を高める日頃からの取組

- ① わかる授業づくり …… 授業力向上等
- ② 温かい集団づくり …… 人権教育、道徳教育、担任の学級経営等
- ③ 主体的参加 …… 学級活動、係活動、学校行事等

いじめを早期発見するために

- ① 教職員の意識向上 …… 体調不良、友達関係の変化等注意
- ② いじめアンケート …… 各学期1回実施
- ③ 保護者との連携 …… 家庭の様子の把握、相談窓口の周知

いじめの対応について

担任だけで抱え込まずいじめ対策委員会を中心に組織である

- ① 事実把握 …… 被害児童からの聞き取り 時間・場所・加害者・内容等
保護者を含め第三者からの通報であっても、可能な限り
必ず本人から事実確認をすること
- ② 対応を検討 …… 内容に応じ、関係機関との連携も視野に入れ検討
重大事案でない …… 加害者に事実確認、被害児童への謝罪、保護者連絡
重大事案 …… 教育委員会、警察等と連携
- ③ 事後対応 …… 被害児童への心のケア 加害児童への対応
見過ごしてきた集団への対応
学校の取組の見直し及びいじめ対策奇異本方針の再検討